

「安芸高田市子育て応援商品券」

取扱事業者募集要項 兼 誓約事項

安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会

令和2年5月13日

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校措置、休業要請等、様々な影響に際し、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的に商品券の発行事業を行う。

2. 事業概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 名 称 | 安芸高田市子育て応援商品券事業 |
| (2) 発 行 者 | 安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会 |
| (3) 想定発行総額 | 総額 3, 940 万円 |
| (4) 想定発行冊数 | 総数 3, 940 冊
(1冊10, 000円、額面500円×20枚で1冊) |
| (5) 使用 期 間 | 令和2年6月1日～令和2年9月30日 |
| (6) 発行対象者 | 基準日(令和2年5月31日)時点で安芸高田市に住民票を有する高校生以下の子供さんなど、1名につき1冊 |
| (7) 発行方法 | 令和2年5月27日に対象者へ簡易書留により発送 |

3. 商品券取扱事業者

安芸高田市内に事業所または店舗がある事業者で、安芸高田市内の店舗等のみにおいて商品券の使用を制限できる者のうち、次に該当しない事業者であること。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。)が暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているものに該当する事業者。
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (4) 下記4.「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。

4. 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 有価証券、金券、商品券（ビール券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの。
- (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。（電子たばこ含む）
- (3) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い。
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達。
- (5) 国や地方公共団体への支払い。（税金、国民健康保険料等）
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ。
- (7) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年9月30日を超えるもの。
- (8) その他、各使用店舗が指定するもの。
- (9) その他、安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会が指定するもの。

5. 商品券取扱い留意事項

- (1) 商品券の使用期間内に限り、商品券の記載金額に相当する物品の販売及びサービスの提供等を行ってください。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止です。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合、お釣りは支払わないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗独自に商品券の使用対象外商品等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるように明示してください。
- (6) 使用期間の過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の交換又は売買はできません。
- (8) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会）は責を負いません。
- (9) 類似商品券との混同等に十分注意してください。

6. 取扱事業者の責務等

取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 使用店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配布するポスター等を分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券について、色合いが違うなど、偽造された商品券と判別で

きる場合は、その商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに実行委員会に報告すること。

- (3) 商品券を受け取った際は、使用済み商品券の再流出を防止するため、商品券裏面に取扱事業者名の記入、もしくは使用店舗受領印を捺印することとし、既に取扱事業者名の記入、もしくは受領印のあるものは、受け取りを拒否すること。

7. 取扱事業者登録申込

「安芸高田市子育て応援商品券取扱事業者登録申請書」に必要事項を記入し、安芸高田市商工会に提出してください。

8. 申込期間

令和2年5月14日（木）～6月19日（金）

※次の9. 10の項目については、加盟店に申込み登録された事業所に、後日、関係書類を送付し、ご説明いたします。

9. 換金について

- (1) 商品券の換金期間

令和2年7月3日（金）～令和2年10月23日（金）

※換金期間を過ぎた商品券の換金は一切できませんのでご注意ください。

- (2) 換金請求窓口

安芸高田市商工会

- (3) 換金手数料

商品券換金により生ずる、手数料の事業者負担はありません。

- (4) 換金請求方法

「換金申込書」を記入し、使用済商品券と一緒に換金請求窓口に提出してください。

- (5) その他

換金方法の詳細は、後日配布いたします「加盟店マニュアル」をご確認ください。

10. その他留意事項

- (1) 申込内容に虚偽・不備等があった場合、商行為以外での商品券等の換金及び不正による商品券の利用が発覚した場合は、換金金額を返還してもらうほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- (2) 使用店舗向けのマニュアル・店舗掲示用ポスター等は5月25以降で随時送付予定です。
- (3) 商品券の取扱い、換金方法など詳細については、加盟店舗マニュアルを参照してください。
- (4) 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
- (5) 実行委員会の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予めご了承ください。

【問合せ先】 安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会

◆安芸高田市商工会 TEL 0826-42-0560 FAX 0826-42-0243

◆安芸高田市商工観光課 TEL 0826-47-4024 FAX 0826-42-1003

※受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日除く）